

# 誓 約 書

年 月 日

広島県 家畜保健衛生所長 様

住所

氏名

家畜改良増殖法第17条第1項、第2項第3号及び第4号の規定に該当することの有無に関して、下記のとおり相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 家畜改良増殖法第17条第1項に該当の有無
- 2 家畜改良増殖法第17条第2項第3号に該当の有無
- 3 家畜改良増殖法第17条第2項第4号に該当の有無

---

### 【参考】家畜改良法増殖法第17条第1項、第2項第3号及び第4号(抜粋)

第1項 この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者には、前条第一項の免許を与えない。

第2項第3号 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者(前項に規定する者を除く。)

第2項第4号 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者(前項に規定する者を除く。)